

監査公告第9号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した山中温泉支所に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年8月23日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 俊昭

## 山中温泉支所 定期監査結果報告

### 第1 監査期間

平成29年6月5日から平成29年7月4日まで

### 第2 監査の対象

山中温泉支所（振興課）

平成28年度（平成29年5月末現在）の財務に関する事務の執行状況並びに施設の管理状況

### 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

### 第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

### 第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

山中温泉支所 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 菊の湯事業の雑入について
2. 総湯の利用料金について
3. 「生涯活躍のまち」基本計画の推進について
4. 所管施設の効果的な指定管理について